

水利使用許可申請書の作成支援業務

● 水利権とは？

河川から新たに取水を行う場合には、国土交通省大臣などの河川管理者の許可を得なければなりません。この許可により与えられた権利を水利権といいます。水利権は、河川や溪流の流水、ため池など公水一般を継続的、排他的に使用する権利であり、用水権、水利使用权、流水占用権などと呼ばれることもあります。

1964年に制定された河川法では、第23条（流水の占用の許可）に「河川の流水を占用しようとする者は、建設省令（現在の国土交通省令）で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」と規定されています。これにより、許可された流水占用の権利は「許可水利権」と呼ばれ、河川法の水利権となります。

これに対し、1896年に旧河川法が施行される以前から、主に灌漑用水として慣行的に流水を占用していたもので、旧河川法によって認められた水利権を「慣行水利権」と呼ばれています。

占用の許可を要する河川の流水の範囲は、河川区域内の地表にみえる表流水のほか、表流水と一体をなしている地下水や周辺の水も含まれます。

水利権を取水の安定性によって分類すると、河川流水の正常な機能に支障を与えず、取水が極めて安定しているものは、「安定水利権」と呼ばれます。これに対して、水需要の急激な増加などの理由で、河川流量が基準濁水流量を超えるような豊富な時期（豊水期）に限って取水するものは、「豊水水利権」と呼ばれます。さらに、ダムなどがまだ完成していないために、暫定的に取水するものを「暫定豊水水利権」（または、暫定水利権）と呼びます。

また、水利権は、使用目的によって、水道用のほかに農業用、工業用、発電用、漁業用等に分類されます。

なお、河川管理者に許可により成立する水利権の許可期間は、発電のための水利使用については20年、その他の水利使用の**安定水利権は10年**、暫定水利権については1～3年程度となっています。

● 水利使用許可申請について

■ 水利使用許可について

新規に河川の流水を取水する場合には、河川管理者から流水の占用の許可を受けなければなりません。

また、取水するための工作物を新設する場合は、**土地の占用の許可**、**工作物の新築等の許可**、**河川保全区域における行為の許可**なども受ける必要があります。

これらの一連の許可は、流水の占有を行うために必要な手続きであり、流水の占有及びこれらの行為の全体は1つの事業であること、さらに河川管理上からも同時に進める必要があることから、同時申請が原則となります。

| 許可等の必要な行為 | 関係法令条項（河川法関係） |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 1.流水の許可 | 河川法 第23条 |
| 2.河川区域内の占用の許可 | 河川法 第24条 |
| 3.河川区域内での工作物の新築等の許可及び工作物の構造 | 河川法 第26条 河川法 第13条（河川管理施設等構造令） |
| 4.河川区域内での土地の掘削等の許可 | 河川法 第27条 |
| 5.河川保全土地の掘削、工作物の新築等の行為の制限 | 河川法 第55条 |

■ 水利使用の許可権者

水利権の許可権者は、水利用の目的と規模、河川の種類、申請内容によって異なります。一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事となります。また、一級河川で河川法施行令第2条に規定する特定水利使用^(※1)以外の許可は、直轄管理区域を地方整備局長あるいは北海道開発局長に、指定区間を都道府県知事に、それぞれ委任されています。なお、準用河川の許可権者は市町村長、普通河川は河川法の適用外となります。ただし、普通河川で法河川の管理上著しく影響を与える場合は、河川指定の手続きを求められることがあります。

(※1)特定水利使用：取水量が1日につき最大2,500㎡以上または給水人口が10,000人以上の水道のためにするもの
準特定水利使用：取水量が1日につき最大1,200㎡以上または給水人口が5,000人以上の水道のためにするもの
その他の水利使用：上記以外の水利使用

■ 水利使用許可の申請及び更新

新規に水利使用許可の申請を行うに当たって、申請者は、既得水利権者、漁業権者などの関係河川使用者と十分調整する必要があり、新規利水により損失を受ける恐れのある者の同意を得た後に、水利使用の申請を行います。なお、申請する取水量は、基準渇水流量^(※2)から既得権利者の水利権量及び河川維持流量を控除した流量以下となっているか確認が必要となります。

また、一般的には安定水利権では **10年間の許可期間**が定められていることから、引き続き水利使用を行う場合は、あらかじめ河川管理者と協議を行い、**認可期限前に更新申請**を行わなければなりません。更新申請手続きに当たって、河川管理者は、水利権者から報告のあった取水実績を踏まえて水利権が遊休していないかを確認するとともに、必要水量に変更がないかなどを審査することから、必要水量の根拠を明確にする必要があります。

(※2)基準渇水流量：10年に1回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量のこと

【必要な申請】

- 新規に水利使用を行う場合は、河川管理者への申請が必要です。
- 10年に1度、認可期限前に水利使用の更新申請が必要です。

■ 水利転用

工場用水や灌漑用水から水道用水に水利転用を行う場合は、既得水利権者と水道事業者の間で転用の合意を得た後、それぞれの水利権の放棄または減量の手続きに合わせて、水利使用許可の申請を行い、河川管理者の許可を得る必要があります。

また、ダムに関する水利転用の場合は、特定多目的ダム水資源機構のダム、兼用工作物であるダム及び利水専用ダムに応じて必要な手続き、及び費用負担の調整などを行わなければならないため、注意する必要があります。

● 水利使用許可の更新申請の作業内容

■ 水需要予測

- 将来人口の予測
- 取水量の予測

・ 将来見通しを得るため 15～20 年程度先までの水需要予測
・ 予測の単位は上水道、簡易水道、専用水道等の水道事業毎
・ 用水供給事業においては、受水事業体の水道計画との調整 など

■ 水利許可更新申請書類の作成

- 資料収集
- 規則第 11 条 2 項の書類作成
- 規則第 11 条 2 項の書類作成

・ 現行の許可申請書の収集、把握
・ 添付に必要な、計算書、図面、取水量実績データ等の収集整理
・ 河川法 23 条、24 条、26 条に規定された許可申請書類の作成 など

■ 河川協議同席

- 河川協議同席及び議事録作成など

● セールスポイント

当社では、これまで北海道から九州まで日本全国にわたり数多くの水道事業体における水利使用許可申請書作成に携わっており、豊富な業務実績を有しています。

| 発注者 | 年度 | 業務名称 |
|---------------|---------|---------------------------|
| 北海道 紋別市 | 2017 年度 | 紋別市水道事業水利権更新申請書作成業務委託 |
| 宮城県 名取市 | 2017 年度 | 名取川水系増田川水利使用更新許可申請書作成業務 |
| 茨城県 日立市 | 2015 年度 | 日立市水道事業十王川水利使用許可申請書作成業務委託 |
| 富山県 砺波広域圏事務組合 | 2015 年度 | 用水供給事業変更認可申請業務委託 |
| 京都市 | 2015 年度 | 水利使用変更及び許可更新申請書作成等業務委託 |
| 佐賀県 伊万里市 | 2017 年度 | 伊万里市水道事業上水道水利権更新申請書作成業務委託 |



株式会社 日水コン

〒163-1122 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー

TEL. 03-5323-6200 (代表) FAX. 03-5323-6480

URL. <http://www.nissuicon.co.jp>

お問合せ先

水道事業部 TEL. 03-5323-6230 FAX. 03-5323-6483